

後代交配種等の取扱い：検討の論点

＜基本的な考え方＞

ゲノム編集技術応用食品の中には、その塩基配列の状況をみた場合、基本的に、従来の組換えDNA技術応用食品と同じようなリスク管理が必要とされるものと、従来の育種技術でも起こりうるリスクにとどまるものがある。

ゲノム編集技術応用食品の中で、外来遺伝子が除去されていないものは、組換えDNA技術に該当し、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に基づく安全性審査の手続を経る必要がある。

ゲノム編集技術応用食品等の届出については、

- ・ 該当するゲノム編集技術応用食品のDNAの変化が従来の育種技術によって得られたものの範囲内と考えられること
- ・ 新たな技術に対する入念的な状況把握の目的であること
- ・ 従来の育種技術によって得られたものと判別し検知することが困難と考えられること

から、現時点では法的な義務化にはそぐわないが、

- ・ ゲノム編集技術応用食品に係る情報・データの蓄積は社会的に重要であること
- ・ 新たな育種技術に対する消費者等の不安への配慮も必要であること

から、厚生労働省は、届出の実効性が十分に確保されるよう対応するべきであるとされている。

（薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会報告書「ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生上の取扱いについて」（平成31年3月27日）より一部抜粋、改変）

（経緯）

ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領（令和元年9月19日大臣官房生活衛生・食品安全審議官決定）において、後代交配種等の取扱いについては継続検討課題となっている。

（論点）

ゲノム編集技術応用食品として届出された品種に従来品種等（※）を伝統的な育種の手法を用いて掛け合わせた品種については、新たに事前相談及び届出を求めないことが妥当か否か。

※ 従来品種、ゲノム編集技術応用食品として届出された品種及び組換えDNA技術応用食品としての安全性の審査を経た旨の公表がなされた品種